森林・山村多面的機能発揮対策実施要綱（平成25年５月16日付け25林整森第59号農林水産事務次官依命通知）の一部改正新旧対照表（案）

（下線部分は改正部分）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 改　　　　正　　　　後 | 現　　　　　　行  第５　実施期間  　　平成25年度から平成28年度までとする。  別表   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 種　　類 | 事業の内容 | 事業実施主体 | 交付率 | | １　森林・山村多面的機能発揮対策交付金 | (1)　［略］  (2)里山林等において活動組織が行う以下の活動に対し、交付金を交付する。  ①活動推進費  ②地域環境保全タイプ  ③②のうち、侵入竹除去・竹林整備活動  ④～⑦　［略］ | ［略］ | ［略］ | | ２　［略］ | ［略］ | ［略］ | ［略］ | |
| 第５　実施期間  　　平成29年度から平成33年度までとする。  別表   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 種　　類 | 事業の内容 | 事業実施主体 | 交付率 | | １　森林・山村多面的機能発揮対策交付金 | (1)　［略］  (2)里山林等において活動組織が行う以下の活動に対し、交付金を交付する。  ①活動推進費  ②地域環境保全タイプのうち里山林保全活動  ③地域環境保全タイプのうち侵入竹除去・竹林整備活動  ④～⑦　［略］ | ［略］ | ［略］ | | ２　［略］ | ［略］ | ［略］ | ［略］ | |

附　則

この要綱は、平成29年４月１日から施行する。

また、この通知による改正前の本要綱に基づいて実施した報告等については、なお従前の例によることとする。